

紛争地域上空を通過または目的地とする飛行について

世界的に地政学上のリスクが高まっていると言われていた中、紛争地域または周辺空域の飛行を余儀なくされている航空機も多くあります。そんな中、2023年10月12日付で IFALPA (International Federations of Air Line Pilots' Associations) から紛争地域上空の飛行に関する見解文の改訂がありましたので紹介いたします。

この内容は、ALPA Japan Security 委員長も出席した 2023 年 10 月初旬開催の IFALPA Security Committee Meeting で検討・改訂作業が行われたもので、適切なリスク評価の実施を行うことを謳っています。

(原文は、下記 IFALPA ロゴをクリックしてください)



POSITION PAPER

23POS20

12 October 2023

紛争地域上空を通過または目的地とする飛行について

(Flights Into and Over Conflict Zones)

注:この見解文は同題名の 15POS08 を置き換えるものである。

背景

政情不安定な状況が世界中に拡散している中、紛争地域は変化しながらも常に存在している。それは突如として現れ、予測不能な状況は、民間航空が攻撃対象または巻き添えの被害に遇うリスクを伴っている。領空内の空域において航空交通の安全が保障できない場合、各締約国は空域を閉鎖する責任を負うと ICAO は規定している。しかし、多くの場合において締約国はそうした義務を履行していないことがある。

更にいくつかの締約国では、自身の権限の範囲が及ぶ航空会社に対してその運航を制限することが法的権限を有しており、紛争地域の飛行に際して情報を与えている。

直近の事件(2014年のウクライナ上空におけるマレーシア航空 MH17 便や、2020年のテヘランにおけるウクライナ航空 PS752 便撃墜事件)は、新たな紛争勃発時や紛争が激化している状況下における国ならびに航空会社によるリスク評価手法では、リスクを過小評価する傾向にあることを示している。

実際の飛行経路を決定する権限は旅客や乗務員、航空機の安全確保の責任を有する機長にあり、国または航空会社から提供された情報を元に運航乗務員が評価分析を行う。しかしながら、現状において提供されている情報は限りがあり、特に上空を通過しない紛争地域や飛行経路に接する紛争地域に関する情報は限定されている。

分析

紛争が勃発した場合でも空域を自ら閉鎖しない国が多いことから、紛争地域上空を飛行する民間航空機の安全を確保する責任は、航空会社の監督官庁にもあると IFALPA は考える。適切なリスク評価を行うために必要な情報が確実に提供されることを前提として、運航および必要な対抗策の判断を行うべきである。

検討過程において商業的判断や政治的判断が入り込む余地は、旅客や乗務員、航空機を危険にさらすことから与えてはならない。

新たな紛争が勃発した場合或いは紛争が激化している状況では、予防的措置を取ることを原則とし、憶測を排除したうえで脅威が与える影響の評価が運航の継続／中止の判断における最大の検討事項とするべきであると IFALPA は考えている。

機長が適切に法的義務を履行するためにも、脅威とリスク評価に関する情報は、タイムリーに提供されるべきである。警戒心を持つことを優先し、脅威レベルに少しでも疑問がある場合は紛争地域を避けるべきである。

見解

・航空会社の監督官庁は紛争地域上空または紛争地域への飛行に際し、運航環境の勘案と対抗策の検討を行い、徹底したリスク評価と適切なリスク緩和策が講じられているか確認すること

・新たな紛争が勃発または激化している状況では、予防的判断を取ることを原則とする

・機長には、航空機の安全を確保する法的責任を履行するため、必要な脅威とリスク評価に関して十分な情報が提供されるべきである。その中には、紛争地域上空または付近の飛行に関する特有の内容が含まれるべきである

ご質問等ありましたら、事務局を通じて ALPA Japan Security 委員会までお願いします。

以上